

平成21年9月29日

於 教育委員会室

平成21年9月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成21年9月大和市教育委員会定例会

平成21年9月29日(火曜日)

出席委員(4名 教育長職務代理者は委員ではありません)

1番	委員長職務代理者	長谷川	愛子
2番	委員	青蔭	文雄
3番	教育長職務代理者	井上	純一
4番	委員	山田	己智恵
5番	委員長	田村	繁

事務局出席者

こども部長	吉間	一治	文化スポーツ部長	酒井	克彦
教育総務課長	堀内	一雄	学校教育課長	大澤	一郎
保健給食課長	浜田	和博	指導室長	西山	誠一郎
教育研究所長	篠原	正敏	青少年相談室長	松岡	路秀
こども・青少年課長	阿部	通雄	文化振興課長	北島	滋穂
生涯学習センター館長	石田	咲江	図書館長	伊東	美紀子
スポーツ課長	林	武人			

書記

教育総務課
政策調整
担当係長 大下 享子

日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第 1 (議案第65号) 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 2 (議案第66号) 平成22年度県費負担教職員人事異動方針(案)について
 - 日程第 3 (報告第 2号) 平成21年度大和市教育費補正予算について
- 7 その他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

田 村
委員長

ただいまから教育委員会9月定例会を開催いたします。

会議時間は正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、2番、青蔭委員、4番、山田委員にお願いいたします。

続いて、教育長職務代理者の報告を求めます。

井 上
教育長
職務
代理者

まず、8月18日以降のそれぞれ行事については、1番、三校学びづくりに関する講演会ほか9件ございました。

その中でも、7番の防災訓練、これは8月29日土曜日、8時半から、つきみ野中学校をモデル地域ということで指定をし、防災訓練を行いました。これは行政、それから市のあらゆる関係団体、それからつきみ野自治会、地域のそれぞれ参加をしていただきながら、盛大に実施しました。

次に、大和市のダンススポーツ大会、こちらについても盛会に行われたという報告を受けています。

次に小・中学校の運動会について。インフルエンザの状況により、延期又は中止した学校もありますが、ご案内させていただいております。

まず、ここまでについて、もしご質問があれば、お願いします。

田 村
委員長

それでは、定例市議会の報告の前までについて、何かご質問、ご意見がありましたら。

今回、小・中学校の運動会がインフルエンザによって、変更、中止が相次いで行われたと思います。今日の新聞にも、また新たに市内の学校、大和小と大和東小の2校が出ておりました。これらの現状報告については、その他報告の際にお願いいたします。

委員の方で運動会をご覧になった感想など、何かございますか。

青蔭委員。

青 蔭
委 員

大和東小学校の運動会を拝見させていただきましたが、随分と喫煙をなさっている父兄の方がおられ、再三再四学校放送を流されておりましたが、なかなかお止めにならないご父兄もおられましたので、告知をす

るなり、もう少し何かできないものかなということを感じました。

田村委員長　　そういう運動会会場での飲酒、喫煙は、学校ではご遠慮くださいということは予め言っているということによいでしょうか。

西山指導室長。

西山指導室長　　はい。運動会のお知らせでは飲酒、そして喫煙についてはご遠慮くださいと案内しております。

田村委員長　　私が大和東小に行った際は、一人のお父さんが出てこられて、外で吸っておられました。そういう方もいらっしゃいます。

また、私と青蔭委員は深見小の運動会を見ましたが、3・4年生のダンスがなかなか興味深かったです。大和市の阿波踊りの有志7、8人においでいただいて、3・4年生が黒装束で、阿波踊りを踊りながら正面に入場してきました。今日は全て阿波踊りをやるのかと思ったところ、一応入退場が阿波踊りで、演技はソーラン節でした。そのダンスもなかなか良かったと思います。地域の方にも参加いただき、運動会を盛り上げるのもいいものだと思います。

昔は地域対抗の運動会があり、お父さん、お母さんと一緒に走るなど、いろいろな機会がありましたが、徐々にそういうことは影を潜めておりますので。

他にないようでしたら、議会関係を報告していただきたいと思えます。井上教育長職務代理人。

井上教育長職務代理人　　それでは第3回定例市議会、9月1日から昨日9月28日で終了いたしました。

その中で、一般質問につきましては、9月16、17、18日の3日間行われました。今回は20名の議員が一般質問をされ、そのうち教育委員会関連で、11件ありました。

文教市民経済常任委員会は、4日に開催されました。

まず、平成20年度大和市一般会計歳入歳出決算について、それぞれご審議をいただいて、同意ということでした。

次に、大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について。こちらは使用料に関してです。

次に、大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

次に、平成21年度大和市一般会計補正予算、これは後ほど教育総務課長から報告がございますが、臨時交付金に絡んだ補正予算となっております。

次に陳情が2件。1件目は、義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画早期策定を求める陳情書です。これは毎年出ておりました、少人数等に係る教員の増や、それぞれの補助金の継続といった内容を国へ意見書を出してくださいと、そういう内容です。

2件目は、障害のある子供が学校給食を食べるための合理的配慮と必要な支援を求める陳情書。これにつきましては、障害を持ったお子さんに対する給食に対して、従来はフードプロセッサなどを使用しておりましたが、これは二次調理に該当するというので、衛生法上使えないとしました。このような状況について、今後、給食の提供について何とか改善をしていただきたいというような内容での陳情でした。

1件目については、採択をされまして、国へ意見書を出すことになりました。

2件目については、継続審議となり、今後、指導室、保健給食課、関連部署と、今回陳情を出され方との、それぞれ細かい調整を含めて話し合いを行っていくこととなります。

続きまして、一般質問について。質問の要旨、背景、それから答弁のポイント、これらについてご説明させていただきます。

1番目、平田議員から、図書館の指定管理者制度の導入について。

こちらは文化スポーツ部が所管になっております。

図書館では指定管理者制度をいつ頃導入するかというご質問でした。

答弁としては、日常業務については委託化をしており、公共図書館として担うべき専門性・継続性にかかわる業務については、正規職員が現在行っている現状について、お答えしております。今後も、現在の形の中での検証を踏まえ、専門性・継続性、効率性等、バランスに考慮し、指定管理者やNPOによる運営など、さまざまな運営形態の可能性を探

っていきたいと答弁しました。

2番目、池田議員から、インフルエンザの対応について。

猛威を振るっている新型インフルエンザに関して、今後予想される第2波に対する学校の対応について質問がありました。具体的には、マスク、消毒薬の確保、学級閉鎖等の状況。それから一番の問題となっている重症化しやすいハイリスク児童・生徒の把握体制、保護者への正しい知識情報提供、教員が罹患した場合の代替教員の状況等についてです。

答弁としては、新型インフルエンザに対する学校の取り組み、学級閉鎖の状況や基準、保護者への情報提供、連絡体制、などを具体的にご説明しました。

内容については、児童・生徒自ら予防に努めること、うがい、手洗いをまず基本的に行うということです。マスクについては、常に持参をしていただきたいという考え方です。ハイリスク児童・生徒については、健康観察等先生方も普段以上に注意をしながら対応しており、その状況についてお答えしました。

また、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業にかかわる基準は必要であり、学級閉鎖についてはクラスの10から15%休んだ場合、校長、学校医と相談して、教育委員会と協議し決定していくとお答えしました。学年閉鎖については、同学年で学級閉鎖2学級以上になりますと、学年閉鎖とします。さらに、学年閉鎖が2学年以上になった場合については臨時休業にします。

情報提供につきましては、通知文書や「やまと携帯市役所」で行っており、「やまと携帯市役所」ではタイムリーな情報を流して、現状をお伝えするなど迅速な情報提供しているとお答えしました。

3番目、高久議員より、学校給食の残渣について、及び平和教育について。

学校給食の食品残渣については、現在、単独調理校6校で生ごみ処理機を取り入れています。今後も導入拡大して欲しいということと、現在、その処理機が学校で環境教育にどのように活用されているか、というような背景による質問でした。

答弁として、生ごみ処理機で作られた堆肥について、学区内の農家で使っていただきたいということで協力していただいております。また、それらの農家で収穫された野菜を、給食の食材として利用しており、生ごみ処理機から一つの流れ、環境教育に身近な教材として循環型で回っているとお答えしました。

生ごみ処理機については、大和、深見、北大和、草柳、林間、渋谷小と6校、それからまた2校、今後増やしていくという状況です。

続いて、平和教育について。アメリカのオバマ大統領が訴えた「核兵器のない世界」を受けて、本市の平和教育についてお聞きしたいというものでした。

答弁として、現実には学校で行っている平和教育の取り組みについてご紹介しました。内容としては、平和教育については、様々な教科を通じ、学年の実態に応じて各学校が取り組んでいるということ、それから原爆や核兵器については、社会の歴史、公民的分野で学ぶ機会を設けているとお答えしました。修学旅行で被爆地へ行っているかという質問については、今年度、市内の中学校2校が広島市を訪問しており、被爆体験者から直接お話を伺うなど、貴重な体験に結びついていると、そういう状況についてお答えしました。

4番目、鈴木議員より、放課後子ども教室について。

こちらはこども部の所管になります。

放課後子ども教室は昨年草柳小で実施しており、今年度は上和田小を加え2校で行われており、現状、課題、経費について、また今後どのように展開していくのかと、そのような質問が2点ありました。特に2点目の今後どのように拡大していくのか、というご質問ですが、こちらについては、現在、草柳小と上和田小の実施状況、学習アドバイザーや安全管理員の確保、運営体制のあり方、様々な角度から検証を加え、準備が整った小学校から、順次実施していきたいとお答えしました。

5番目、河崎議員より、特別支援学校及び学級へ通っている児童・生徒の状況について。

障害のある児童・生徒の通学支援について、保護者の負担が大きい

め市でも支援していくべきであるという観点からのご質問で、健康福祉部にかかわる内容も多くありました。その中で教育委員会所管分として、まず、特別支援学校に通っている本市児童・生徒数と通学の方法、状況、課題について。特別支援学校は以前の養護学校です。次に特別支援学級に通っている児童・生徒の通学の方法、状況、課題について。3点目に特別支援学校や特別支援学級の通学について、本市での支援についてどう考えていくか、このような質問がありました。

答弁として、特別支援学校や特別支援学級に入っている児童・生徒の現状を説明しましたが、通学に係る保護者の負担が大きいことは当然認識しております。また、障害のある児童・生徒の通学支援については、将来の自立、家族支援など多様な視点から考える必要があるということで、教育委員会としては福祉部門との関係、地域ボランティアとの関係、そういった連携が大変重要な要素となっておりますので、通学支援について今後、調査研究をしていきたいとお答えしました。

また、特別支援学校は、基本的に県所管であり、スクールバスの増便、また特別支援学校の市内誘致についてはこれまでも要望しておりますが、引き続き要望していきたいとお答えしました。

6番目、平山議員から、子どもの自発的参加について。

子どもの意見表明権、子どもの参加が考え方の基本であるということをも前提として、子どもたちが自発的に参加できる「子ども教育委員会」を継続的に開催して欲しいということでした。この「子ども教育委員会」というのは、東京の足立区で開催しているもので、継続的に実施しているという話で、そういったところで、子どもに対して、ファシリテーター能力の養成、子どもを未来のサイレントマジョリティーにさせない教育、最後は、「子ども教育委員会」の継続的な開催についてのご質問でありました。

答弁として、学校教育におけるファシリテーター能力の養成と未来のサイレントマジョリティーにしない教育について、それぞれ児童会や生徒会、そういった活動を日々行っており、そういうところで能力養成など現実にやっており、そういった学校での取り組みを紹介しました。

「子ども教育委員会」の継続的な開催については様々な課題があります。今年も「子ども議会」を計画しておりますが、子どもたちにも、いろいろな行事があり、またこちらへ来る交通事情等課題がありますので、これは足立区等他の自治体の状況を見極めながら対応していきたいとお答えしました。

7番目、吉川議員から、学校評価の充実について。

学校評価については、ご承知のとおり平成18年、学校教育法の改正の中で行われ、さらに20年には一部改正がありました。学校評価の充実についてというご質問でありました。

学校評価制度は保護者等に浸透しつつありますが、保護者等の関心が薄く、改善内容が見えないなど、学校と保護者との共通理解ができていないという問題があります。開かれた学校にしていくために学校評価制度に期待しているということで、本市の取り組み状況と今後の進め方について質問がありました。

質問の内容については、具体的な児童・生徒、保護者対象のアンケートの実施状況について、保護者アンケートの評価項目・設問について、学校評価の結果と改善策の公表について、学校経営方針等の保護者への説明について、学校評価の推進について、教職員の評価について、と6点の質問でした。

答弁として、アンケートの実施状況、設問の内容、学校評価の結果公表等について、現在取り組んでいる状況を説明しました。また、教育委員会では学校が活性化していくための制度として、学校評価制度そのものを有効に活用していくよう、今後も学校へ働きかけていくとお答えしました。一方で、教職員の評価については、そもそも目的が違うので、学校評価の中に入れることについては難しいとお答えしました。

8番目、木村議員より、乳幼児への教育支援について、及び学校図書館を活用した教育支援について。

北海道恵庭市をはじめ、いろいろな自治体で学校図書館の充実が取り組まれ、子どもから本を読む習慣ができており、読書のいいところが大人になって自然に現れてくるという、読書の大切さを基本に置いた質問

がありました。大きな人間になって欲しいという一つの願いも含めての質問でした。具体的には小・中学校における専任の学校図書館司書について、学校図書予算、予算規模について、学校図書館と公共図書館との連携について、本市の学校における読書活動の実態について、本市の不登校や保健室登校についてのかかわりについて、本市の学校図書館の対応について、こういった質問でした。

答弁として、まず学校図書館司書については、これまで学校図書整理員を各校に配置しておりますが、今後は**学校図書館司書についても配置を検討し**、学校図書館について積極的に取り組んでいくという前向きな答弁をしました。

次に、学校図書の予算関係について、19・21年度、学校図書購入費の予算額、小学校で1,400万円、中学校でそれぞれ400万円、500万円と、実際予算化してしまして、そういう予算額を説明し、図書の充足率については、平均的には100%を超えている状況ではありますが、蔵書の新鮮度アップを含め、学校図書館の充実を今後さらに進めていきますとお答えしました。

次に、市立図書館や地域との連携について、現状においても地域ボランティアの皆様方から読み聞かせ等、いろいろな面で支援をしていただいておりますが、学校との連携についてもいろいろな面でご支援をしていただいております。それらの実態についてお答えしました。今後、学校図書館の地域開放等も視野に入れ、読書活動をさらに推進していきたい、充実に向けて取り組んでいきます、と強い熱意をここでお答えしました。

次に、不登校や保健室登校と読書とのかかわりについて、読書をすることによっていろいろな面で良い点があります。読書活動による良い効果として不登校や保健室登校が減少につながるというのは一般的によく言われており、そういったことをお答えしました。

また、学校教育基本計画は柔軟にという質問に対し、実施計画で柔軟な対応をしておりますので、時代の変化には対応してまいりますとお答えしました。

9番目、大波議員より、図書館行政について、及びインフルエンザの

学校現場の対策について。

図書館の位置づけについて、文化スポーツ部所管であり教育長として答弁しましたが、これは委託の拡大については極力、通常の業務に限定し、基本は市の職員によるとの考え方が前提にあるような質問でした。

答弁としては、現在、効率的な運営を目指して業務委託の拡大を図っておりますが、運営形態に変更はなく、図書館の位置づけや運営方針については従前と変更ありませんとお答えしました。

10番目、池田議員から、インフルエンザにかかわる学校現場の対策の現状について。

本市の新型インフルエンザ対策について、集団感染を防止する観点からお聞きしたい、特に学校現場の対策についての質問でした。

答弁として、感染防止策として、毎朝学校で健康観察をしております。それと通知文書、先ほどもお話ししましたが、「やまと携帯市役所」による適切な情報提供、また学級閉鎖を行う場合については、基準に基づいて学校長と学校医、教育委員会との連携で決定しているとお答えしました。

11番目、三枝議員より、教育行政について、公立中高一貫校の設置について。

神奈川県で始めて、今年の4月から県立中等教育学校、相模大野高校がベースの相模原、大原高校をベースとした平塚、の2校が開いており、本市にも中等教育学校が設置できないかという質問でした。

答弁として、基本的には県では県立高校改革推進計画というものがああり、将来にわたって順次計画的に進めていくと示されています。その計画では、大和市での中等教育学校の設置はないという状況にあり、今後の県立高校改革についての動向について注視をしていきたいとお答えしました。

次に、国公立、私立中学校の受験等について質問があり、国公立、私立の中学校受験等については、教育の格差が、公教育の中で起こらないようにしてほしいという話で、そういうところから格差が生まれているのではないか、というような観点からの質問でした。基本的には公立学

校ではそういった教育格差があってはならないということをまずお答えしました。現実的には少人数指導、あるいはティームティーチングなどの取り組みについて、また子どもたちの学習支援の一層の充実についての考え方をお答えしました。

次に、携帯電話について、ここまで普及した携帯電話を止めさせることは困難であるという前提のもと、基本的には親や家庭の問題ではあるけれども、学校ではどのような指導をしているかという質問でした。

答弁として、文科省の一つの基準として、学校では携帯電話の持ち込みを禁止するとあります。また、指導としては、親子で使用のルールを作るよう働きかけています。今年も携帯電話の使い方や家庭で話し合いをしましょう、ルールづくりをしましょう、そのような啓発のためのチラシも作成しており、そういった取り組みを紹介しました。

最後に、中丸議員より、校庭の芝生化について、武道場の整備について、及びインフルエンザ対策について。

校庭の芝生化については、鳥取方式という新しい方式が今、注目をあびています。そういったものを引用しながら、安価であれば積極的に校庭の芝生化をやったらどうかという観点からの質問でした。

その中で2点、芝生化した学校の実施概要、年間の維持費、それから安価で校庭の芝生化ができるのであれば積極的に推進すべきではないかという質問があり、答弁として、上和田小、深見小、南林間小の実態、費用的なものを紹介し、提案のあった鳥取方式については、私たちとしても興味のある内容ですので、まず本市の状況に適合するかどうか調査研究し、その結果が課題解決となるかどうか十分検証していくとお答えしました。それというのも、今の学校芝生化は維持管理の面で先生や地域へ大きな負担があり、また予算的にも相当マイナスの部分が多いので、これ以上広げることは難しいという認識があります。

そういったものを鳥取方式として、低コストであり、維持管理の部分でも芝生を刈ってしまうだけで良いと、そういう一つの売り込みがありますが、芝生化で抱えている課題をそれによって解消できればということで、今後調査研究をしていきたいということでした。

2点目、武道場の整備について、武道の授業における指導者の育成や確保、武道場の設備状況、武道や他の運動をこなす際の安全管理、今後の武道場の整備についてと、4点質問がありました。

答弁として、指導者の育成や外部指導者の活用については、今後も研修をさらに深め、教員の指導力の一層の向上を図っていき、また地域の実技指導協力者の確保を積極的に図っていきたいとお答えしました。

武道場の整備については、質問の中で、体育館で行うよりも武道場で行う方が、怪我が少ないということを紹介されていました。

答弁として、武道場は市内で中学校4校あり、必要性は認識しています。ただし、現状では老朽化した校舎、体育館等の改修等について優先的に進めていきたいという考え方を持っており、当面は武道場について新設する計画を持っていないとお答えしました。

次に、インフルエンザについて、夏休み期間中に一気に広がっているため、夏休み以降の状況について質問がありました。

学校閉鎖は、今の時点ではありますが、その時点ではありませんでしたので、答弁としては、夏休み明け、新型インフルエンザ感染による学校閉鎖はありませんが、学級閉鎖については3校あったという状況を説明しました。また、学校、保護者に対する対応、通知等は学校を通じて保護者に行き渡るように、日々タイムリーな情報を出しているその状況についてお答えしました。また、繰り返しになりますが、学級閉鎖、学年閉鎖等の基準について説明し、感染の拡大防止に努めているとお答えしました。以上、11件の一般質問についてでした。

田村委員長 教育長職務代理者の報告が終わりました。一般質問と興味あるお話が聞けたと思いますが、質疑等ありましたらお願いします。

山田委員。

山田委員 子どもの自発的参加に関連して、今年度「子ども議会」を考えられて企画されているという話でしたが、少し詳しく教えてください。

田村委員長 西山指導室長。

西山指導室長 今年度につきましては、11月8日に予定しております。あらかじめ学校を通じて、小学校、中学校それぞれ代表者の子どもたちに参加をお願いしてあります。子ども議員、子ども市長、子ども教育長と、これまでと少し違った形で、子どもの視点から夢のあるこれからの大和市政について話し合おうというようことで、そういったことを今、学校の方に準備を依頼しているところです。

田村委員長 行政側と議員側に分かれて、総数何名くらいでしょうか。

西山指導室長 各学校1名ですので、28名です。

田村委員長 山田委員、いいですか。

山田委員 はい、ありがとうございます。

田村委員長 ほかにありますか。
長谷川委員。

長谷川委員 常任委員会での一番下の件ですが、障害のある子どもが学校給食を食べるための配慮をという陳情が議会に上がったということですが、これについて、それまでの経過をお聞かせください。

教育委員会の保健給食課など、関係部署にそういう不便が生じていて何とかならないかという相談レベルでの話があったのか、それとも議会に今回始めて上がって現状がわかったのかという経緯についてお聞かせください。

田村委員長 西山指導室長。

西山指導室長 この件については、まず就学相談がありました。この陳情された方々は3家族、3名のお子さんがいらっしゃいます。お2人が小学校1年生に今年上がられた方、もう1名が今年中学校1年生に上がられた方です。それぞれ肢体不自由がございまして、特に食の部分で、咀嚼がなか

なか難しいというお子様で、程度の差はありますが、ミキサー食の対応となります。

就学相談において、学校給食の中でミキサー食の対応はできないのかということがございましたが、学校給食は、基本的に集団給食ということですので、できるところとできないところがあります。

例えば、学校給食で出されたものを各教室で介助員や先生がミキサーにかけて提供するという事は、実際問題として二次調理にあたります。給食における調理とは、作ったところから子どもの口に入るまでを位置づけております。そのため、衛生基準等、厳しいものがございますので、気持ちとしてはもちろん対応したいということがありますが、逆に食育の立場でいうと、特別支援学校におけるミキサー食は、材料のところから異なります。柔らかい肉をまず煮込んで、それをミキサーで細かくしています。ただ、でき上がったものをミキサーで幾ら小さくしても、粒が固いということもあります。特別支援学校では、自立活動に関係して、材料も幾つかの段階を作って、最初は非常に柔らかい肉から、咀嚼の力をつけながら訓練していきます。

学校給食では、食べられるものについては、ヘルパーや先生等によって、スプーン等でつぶして、できるだけ食べやすい形にして食べていただきますが、ミキサーの対応となると、今の衛生基準から難しく、これらについて保護者から何とかそこをお願いしたいという陳情でした。

長谷川 非常に詳しく経緯をご説明いただき、ありがとうございました。

委員 事務局からご答弁いただいて、結局また指導室なりにお話がありてくる形になるわけですね。市議会で何か制度を変えるような方策はなかなか出ないという現実を、市議会、常任委員会で受けたということでしょうか。

田村 全国的な例として、そういうお子さんについて配慮して給食を出しているところもあると聞きます。

委員 現実問題として、そういうお子さんも多くいらっしゃいますが、例えば細かくミキサーをかけたものをお弁当の形で持たせるところもあったと聞いております。また調理場で対応したというのもあります。

現実問題としては、難しい問題でしょうか。

浜田保健給食課長。

浜田保健給食課長　　今、室長がお話をされたように、二次調理の問題、要するに調理をどういう形でお子さんに提供するかということです。これは当然、学校給食法にある学校給食衛生基準が保たれなければ、お子さんのお口に入れることは困難です。

その内容は何かといいますと、給食は、あくまでも集団給食の中で、そのメニューをつくる者は、当然検便等をした衛生管理の十分な者。そして、機材についても洗浄から煮沸、そして保管できる施設が必要ということから、これを教室で行うということは、難しいというのが一つあります。一方、集団給食をしていく中で、調理場に対応できるような施設を設け、併せて栄養士や調理師等々を整備していくということは、現行の手狭な施設の中では非常に難しさもあるというのが現状です。

田村委員長

長谷川委員。

長谷川委員　　恐らく相談のテーブルの中では、今のようにご説明を親切にさせていただいたと思いますが、背景として、例えば他市では何か方策を立てて可能になったという情報があるなどして、これは議会で何か助けを借りれば打開できる、何か糸口でもあったのでしょうか。

常任委員会に上げたけれども、その結果また指導室との相談に戻ったということは、常任委員会に陳情したけれども、また相談室に戻ったという、これからの相談のほうは精神的には非常にダメージが厳しいものがあると思うので、その辺、非常に気になるころだと思います。

田村委員長　　こういうケースは他市他県で聞いていませんか。
西山指導室長。

西山指導室長　　調べましたところ、神奈川県内各市、それから全国的に、これを教育委員会としてやっているというところはございませんでした。

例えば仙台市で、そういったことが事例として指摘されており、確認しましたところ、校長裁量でやっているのでしょうかということでありましたし、近隣周辺市を聞きましても、やはりミキサー食の対応のお子様

は特別支援学校に行っていたら、それからお弁当で対応していただくというような、そういうような状況でありました。

子どもの安全面も考えなければいけないので、なかなかミキサー食の提供は難しい部分があると認識しております。

田 村 質疑等他にございませんか。

委員長 他にないようでしたら、教育長職務代理者の報告に対する質疑を終了いたします。

議 事

田 村 それでは、議事に入ります。日程第1 議案第65号「大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

石田生涯学習センター館長。

石 田 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

センター館長 条例施行規則の主な改正点につきましては、高座渋谷駅前複合ビルに移転して新しくなる渋谷学習センターの多目的ホールの予約等が主な改正点となりますので、最初にその内容についてご説明します。

「渋谷学習センターの予約等の期日について」という資料をご覧ください。多目的ホールにつきましては、社会教育関係団体や市民等の団体が催事利用 催事とは講演会や発表会、展示会等で4時間以上連続して使用する利用の仕方でございます。その催事利用の場合につきましては、申し込み期間が5カ月前の初日から4カ月前の末日までの間に申し込みができます。また、その他の団体の催事利用につきましては、4カ月前の初日から末日までの間に申し込みができます。

会議室等や多目的ホールの催事以外の一般の利用の際につきましては、現行の申し込み受付と同様で、3カ月前からインターネットによって予約ができます。社会教育関係団体等は3カ月前の初日から10日までの間に事前予約を申し込み、この場合、抽選で外れた場合には16日

から当日までの随時予約申し込みができます。その他の団体につきましては、1カ月遅れの2カ月前の初日からの予約となります。

なお、参考として、定員600人の生涯学習センターホールの申し込みについては、市内団体は10カ月前初日から10日前まで、市外の団体は6月前の初日から10日前までの申し込み期間となっております。

また、定員400人の保健福祉センターホールにつきましては、一般の利用者は6月前初日から10日前まで、営利団体につきましては、2カ月前の初日から10日前までという申し込み期間となっております。

次に、新旧対照表により概略を説明します。

主な改正点を申し上げます。第2条第1項第1号休館日について、渋谷学習センターを除くほかの学習センターの休館日は毎週月曜日ですが、渋谷学習センターに限り、月の最後の月曜日を休館日とし、その日が休日の場合は、前の週の月曜日とするという内容です。

次に、第6条使用申請について、第4項が新設で、こちらは多目的ホールの申請期間を定めています。催事について、発表会、講演会等であって使用時間が連続して4時間以上ということ定めています。

続きまして、第17条第1項第2号使用者の遵守事項について、「職員が要求した場合は、使用者であることが確認できる書類を提示すること」ということを規定しました。こちらにつきましては、施設管理者として、使用承認を受けた団体かどうかの確認をするための項目でございます。

次に、第19条使用後の点検及び報告について、「使用者は、施設、整備等の使用を終了したときは直ちに点検を行い、その結果を報告しなければならない」とありますが、現状で利用者自身に点検をしていただき、その後報告を行っていることから、現状追認といたしました。

次に、附則で、準備行為につきましては、新規則において、「使用申請その他、必要な準備行為は、施行の日前に行うことができる」とし、経過措置として、現に調整されている用紙が現存する間は補正をして引き続き使用できると決めました。

別表関係につきましては、別表第2ですが、そちらが多目的ホールの催

事予約の申し込み期間等を新設し、以降別表の番号を整理しています。

次に、別表第4につきましては、渋谷学習センター以外の各センターの会議室の基本使用料の表を見やすいように、各センター別に並べかえを行って構成をいたしました。

次に、別表第5の1から9までですが、最後の9番のところに「多目的ホールの舞台を練習するために使用するとき」という項目を加え、減免の範囲を2分の1の額としました。

次に、別表第6ですが、こちらに第5号様式として、「多目的ホールの早期予約 催事使用申請書」を新設で加えました。

なお、ただいま説明した主な点のほか、文言等の整理、修正を行いました。説明は以上です。

田 村 細部説明が終わりました。

委員長 質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

長谷川委員。

長谷川 まず、今回の審議にあたって、先月可決採択させていただいた学習センターの使用料について、その時のパブリックコメントについて、原簿をぜひご提示いただきたいということで、今回の議事の資料とともに各委員にもお届けいただいて、拝見しました。

私はこのパブリックコメントの原簿を事前に見ていたら、先月の採択は、結果が異なっていたのではないかとというほど、非常に重大に受けとめております。

パブリックコメントというのは、限られた市の中のことでありますが、ある種、一定の距離を置いた、第三者的な人の広い意見を聞くということだと思いますが、寄せていただいた方の住所、それから文面を見ると、主に渋谷学習センターを使っていた方々からの実際の声が多くありました。

私はこのパブリックコメントの原簿から、現在の利用者に対して本当は説明会などを開き、そこで担当部署なり、教育委員会側が料金改定に当たって、対面をして意見を聞かなければならなかったのではないかと思います。

先月資料でいただいた文面にこの皆さんの意見があったかと思うと、非常に温度差を感じ、関係の一員としてはもう反省するしかありません。そのため、今日のこの議事については、出来得る範囲で、なるべく使用者の立場に立ったいい結果を導きたいと思います。

田 村
委員長

私ども、今、長谷川委員がおっしゃった資料をいただいて、余りにも値上げに対するご意見が多かったことに呆然としたわけですが、前会の資料では大分縮小されたエッセンスだけのものだったので、これほどのインパクトを受けませんでした。既に決まったこととはいえ、この辺の声はもう少し考えていければ良かったかと、反省しているところです。

料金は既に決まってしまったことですが、これらの意見から何か取り上げてどうにかできるところがあれば、ぜひ取り上げていただけないかと思います。部屋の仕切りや使い方についても書かれておりますので、せめてそういった意見を反映させることはできないものでしょうか。

石田生涯学習センター館長。

石 田
生涯学習
センター
館 長

304と305の講習室の間仕切りを外して利用したいという意見につきましては、予約システムの関係もありまして、開館当初は前会ご回答いたしましたように、それぞれの部屋として予約を承りたいと考えております。

ただし、運営していく中で状況を見ていながら、利用者の方のお声もいただいていく中で、利用環境について随時考えていきたいとは思っております。

田 村
委員長

長谷川委員。

長谷川
委 員

ただいま石田館長から304と305会議室の具体的なお話がありましたが、抽選などの公平性という使用者側に対しての配慮もありますが、利用形態がシステムに縛られるというのは話が逆転してしまっていると思います。十何年前の、手作業で生の声を聞きながらの手続きの方が良かったのではないかということでは、お金を出してシステムを導入した意味がないと思います。説明の状態で運用を始めて、お声を聞きながら検討するという回答でしたが、最初からそのような形を整えること

が、値上げを決定したことに対するこちらの誠意だと私は思いますが、この辺は不可能なことでしょうか。

田 村 重ねてお話がありました、石田館長、いかがでしょうか。
委員長

石 田 長谷川委員のおっしゃることは十分理解できるところでありまして、
生涯学習 今回、この改正の原案ができるまでには当初の想定よりも時間がかかり
センター かかりました。

館 長 それは、やはり使用料につきましては、当然今までの経緯や他の館との絡みもありますので、私たち職員は極力安価でご提供したいと担当者も考えておりました。

ただし、どうしても複合ビルということで、運営にかなりの費用がどうしてもかかってしまいます。「何千万かかるので、それにより使用料が1.5倍に上がります」そういった具体的な説明を検討の段階で行った方が良いのかどうかということも職員で悩みました。

ただ、事前の利用者懇談会が開ければ、それが最高であったと思いますが、事務の進め方に問題があったかも知れませんが、期間的にそこまでの時間的な余裕がありませんでした。そのため、利用者の団体の方にお手紙を出させていただきました。それが私たち事務局として、こちらの気持ちを精一杯お伝えするということでした。

このように、職員一同、何とか皆様の利用がうまくできるよう考えていきたいと考えておりますので、当初はこの形でやらせていただき、走りながらも意見は素直にお聞きして、対応させていただきたいと思っております。

田 村 長谷川委員。
委員長

長谷川 私は、今の石田館長のお話を伺うと、確かに職員の方が非常に熱心に
委 員 取り組んでいただいた様子がありました。

やはり言葉というのは通じるものです。だからこそ、本当はそういう場を持てればお互いに、こちらも理解してくださいということがわかり合えたかも知れないということで残念であります。

利用者が利用規定等を見たとき、値上げはされ、パブリックコメントで寄せた2部屋についても一つ一つの部屋の扱いとなっています。

利用者の方に対しては、今のように皆さんに言葉で伝えることができれば良いですが、行政は書面の利用規定、規則でしか、応えることができないと思います。

私はある程度納得できたところもありますが、利用者の方の立場に立って考えたとき、今のこの場で首を縦に振ることがいいのかどうかというのは疑問に感じる場所がありますので、あえて、ここで踏みとどまらせていただきたいと思います。

どうにか附則などで対応できないものでしょうか。

いただいた意見の中には、料金がかかることに理解を示してくださっている方、非常に前向きに、他市の利便性なども熱心に調べてくださった方など、皆さん共通しているいろいろと考えてくださっています。

その一つとして利便性について提案をいただいているので、その1点を採用するという誠意の見せ方ができないものでしょうか。

田 村
委員長

このように、意見を取り寄せておきながらも、その大半が実現できていないという現実がここにあります。利用者の意見を全部採るということは現実問題としてできませんが、結局パブリックコメントが生きなかったということになりますので、料金の設定の際も機械的過ぎたかと、多少悔いが残るかと私自身も思っています。

石田館長。

石 田
生涯学習
センター
館 長

現在の渋谷学習センター3階の集会室は150人定員として部屋を利用していただいています。304と305会議室はそれぞれ60人定員ですので、足すと120人定員になり、現在の集会室にほぼ近い規模になります。効率よく、多くのサークルに使用していただきたいということもありますので、2部屋を別々にということでパブコメでは回答いたしました。

その後、学習センターとしても、現在の渋谷学習センター集会室の4月から8月までの5カ月間の使用状況から利用人数を調査したところ、申請の段階ですが、30人未満で利用されているのが69%ということ

で、約7割近い団体が30人未満での利用という結果が出ました。

ダンスなどは当然ゆったりと使いたいという気持ちもあるとは思いますが、利用人数が少ないサークルの方もおり、それらの団体が全てダンスで利用しているわけでもございません。

このように、実績としても7割方が30人未満での利用であり、また部屋の利用頻度も多いことということ、これら利用実態を見ましても、2部屋を別々にお貸しするという事で、当初は運用していきたいと考えています。

田 村 山田委員。

委員長

山 田 前回、304と305会議室の仕切りを外して使うことも柔軟に考えていただけたというようなお話があったと思いますが、そのことをぜひ利用者の皆様にもわかるようにお伝えいただけるようにしていただければいいのではないかと思います。

委 員

確かに限られた団体であろうかとは思いますが、そちらの方は大変悩んでいらっしゃると思います。パブコメを見る限り、「もう回数を減らすしかない」、「会費を上げなければならない」とお声が出ていますので、ぜひそれは皆様にお伝えしていただきたいです。パブリックコメントに対する返事を連絡箱に入れるというお話でしたが、その返事の内容が余りにも不親切ではなかったかと思いましたので、できましたら、もう少し丁寧に利用者の皆様にお伝えいただければいいのかと思います。

渋谷学習センターがこういう形で出発をいたしますので、これをどうにかして欲しいということではなく、将来的にもこのようなこともあることだと思しますので、一点お話ししたいと思えます。

学習センターの建替え等は、本来、市民の皆様が学習等をしやすくしていくための学習センターでありますので、その部分をよく考えていただきたいです。

例えば、多目的ホールができるというのは、大和市にとってとてもプラスで良かったことだとは思えます。ただし、多目的ホールになったことで金額もかなり上がりますし、そうしないとお貸しできないという状

況があったと思います。

それならば、多目的ホールは学習センターと切り離して考えることはできなかったでしょうか。学習センターとしては会議室と集会室を備え、みんなが使いやすいもの、安くて、身近にあって、いつでも学習ができる、そのための拠点としての学習センターということをしかりと踏まえた上での計画が必要だったのではないかと思います。

そのため、建物は一緒でも、多目的ホールは学習センターと切り離して、別の位置づけのものとして「何とかホール」といった形で運用していくという形式等もあったと思います。これらの意見を今後に生かしていただければと思い、このご意見を述べさせていただきました。

石 田
生涯学習
センター
館 長
田 村
委員長

ありがとうございました。

今の山田委員の言葉に尽きると思います。私たちの思いをお伝えすることができたので、今後、ぜひ生かすところがあれば生かしていただいて、運営していただきたいと思います。

ご意見等は、これでよろしいでしょうか。

(はいの声)

田 村
委員長

では、他に質疑はないようですので、議案第65号について、採決をします。

本件の原案に対して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村
委員長

異議なしということですので、議案第65号は可決いたしました。

続いて、日程第2 議案第66号「平成22年度県費負担教職員人事異動方針(案)」を議題といたします。

細部説明を求めます。

大澤学校教育課長。

大 澤
学校教育
課 長

それでは、日程第2 議案第66号「平成22年度県費負担教職員人事異動方針(案)」について説明させていただきます。

まず、大和市公立学校県費負担教職員人事方針(案)につきまして

は、神奈川県教育委員会人事異動方針にのっとっております。

異動方針の3つの柱としましては、「1 適材を適所に配置する」「2 教職員の編成を刷新強化する」「3 全県的視野に立って、広く人事交流を行う」としております。この異動方針の柱は長きにわたって変わることなく掲げられてきておりますが、それだけ精選された柱とも考えられます。

ただ、この異動方針に関しましては、昨年度の定例会の中で、委員の方から「児童・生徒のために」という言葉を入れるとよいのではご意見もございました。その際に、山根教育長の方から、「適材適所、刷新強化など、子どもたちのためであることは自明の理であります」と話がありました。従いまして、今後もこの3つの柱を単なる人事異動の柱として捉えることなく、児童・生徒のためにということをしっかりと念頭に置いていくべきものと考えております。

また、3番目に「全県的視野に立って」とありますが、当然のことながら、全市的視野に立った人事交流が必要であります。昨年やはり委員からご指摘がありましたように、市内のある地域に偏った異動となることのないよう、今後も十分配慮していく考えであります。

さて、この3つの異動方針に基づきまして、次のページに具体的に平成22年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を策定しております。それでは、実施要領について、順を追って説明させていただきます。

実施要領の1、異動の時期ですけれども、採用、配置換え及び昇任は1日付、退職は年度の末日にて行うことを原則としております。なお、自己の都合により退職する場合にあっては、原則として学期末に退職させるよう指導をしてきております。

続きまして、実施要領2の転任及び配置換えについてですが、(1)番では、異動は、小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種を異にする異動について積極的に行うこととしております。このことにつきましては、平成20年度末人事異動において、中学校から小学校へ1名 具体的には上和田中から大和小へ移っております。また、県

立養護学校から小学校に1名の校種間異動がありました。

(2)番では、異動に際しては、教育効果の向上を図るため、性別、年齢、資格、勤続年数等から見て、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとしております。年齢構成等につきましては、後ほど平成21年度教職員人事異動概要という資料の中で説明させていただきます。

続きまして(4)番では、教育効果を高めるため、原則として同一校勤続3年以内の者は異動の対象としないと。ただし、校種を異にする異動及び行政上特に必要な場合につきましては、3年以内であっても適正配置という考えから異動を行うことができるとしております。

(5)番では、同一校に多年勤務する者については、その能力と適正を考慮して、積極的に異動を行うものとする。この場合、原則として、同一校勤続8年を基準として異動の対象とするとしております。なお、若手教員につきましては、できるだけ多くの学校を経験することが教員の資質向上のために必要と考えております。そこで今回の人事異動方針には具体的に明文化しておりませんが、各学校長に対しては、新採用から3年以上の経験を積み、8年を待たずして異動希望が可能であることを呼びかけるよう働きかけております。

(6)番では、中学校においては、許可教科担任 別名、免許外教科というふうに呼ばれておりますが、その解消を図るよう努力するものとしております。許可教科担任の件数としましては、平成19年度は3校で4件、平成20年は1校で1件、21年度は1校1件となっており、ほぼ解消傾向にあります。

続きまして3番の採用についてですけれども、採用内申を行うに当たっては次のことに留意するとして、(1)番、面接を行う人物について十分把握する。(2)番、本人が有する免許状について確認をする。特に21年度より、本年度より本格的に教員免許更新制度がスタートしておりますので、免許取得年月日の確認が当然必要となってきております。また、小・中・高の免許状を有しているか、司書教諭の資格を有しているかの確認もしております。

(3) 番、現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認するというこ
とで、採用を行っております。

続きまして裏面ですけれども、4番の昇任についてですが(1)番、
校長の任用につきましては、ア、学校種別にとらわれず、新進気鋭にし
て、人物、識見、能力、勤務成績、健康度等の優秀な者を任用するもの
とする。イ、県教育委員会の定めるところにより、候補者の選考及び異
動の調整を行うものとする、以上2点としております。なお、平成20
年度末人事では、教頭から校長への昇任者数は、昇任者8名のうち5名
でありました。5名のうち3名が小学校教頭から小学校校長に昇任、2
名は中学校教頭から中学校校長に昇任しております。同じ校種での昇任
となっております。

(2) 番、教頭につきましては、校長に準じて行うものとしておりま
す。教頭昇任につきましては、総括教諭からとなっておりますが、平成
20年度末人事では、教頭昇任者8名のうち、小学校で2名、中学校で
2名が総括教諭からの昇任となっております。そのほか4名につきまし
ては行政からの昇任となっております。

以上が人事異動方針(案)についてです。

続きまして、平成21年度教職員人事異動概要について資料をご用意
しましたので、ご説明させていただきます。

1番、教職員数につきましては、小学校が625名、中学校が338
名となっております。前年度と比較しまして、小学校では10名増加
し、中学校では7名増加となっております。

小学校の10名の増加につきましては、学級数の増による定数増が6
名や、国際学級設置等によるものであります。中学校の7名の増加につ
きましては、やはり学級増による定数増が3名や、養護教諭の複数配置
等によるものであります。

2番目、男女年齢別というものですが、年齢別ですが、小学校で一番
多い年齢層は55歳以上です。これが119名で、全体の22.97%
を占めています。2番目に多い年齢層は50歳以上55歳未満の104

名で、全体の20.1%となっております。

中学校で一番多い年齢層は、小学校とは異なり50歳以上55歳未満が多く67名で、全体の23.6%となっております。2番目に多い年齢層は55歳以上の62名で、全体の21.8%となっております。従いまして、小学校の50歳以上の全体に占める割合は43.1%、中学校の50歳以上の割合が45.4%となっております。

平均年齢につきましては、資料には数値を載せておりませんが、小学校が43.06歳、前年度が43.6歳でした。それから中学校が46.24歳、前年度は46.41歳です。前年度より少しずつ下がってはきております。なお、この平均年齢のデータは総括教諭、教諭を対象としたものであります。したがって、校長、教頭、61歳以上の再任用教員は含んでおりません。

3番目、同一校多年勤務者数ですけれども、これは今年度末、すなわち22年3月31日をもって10年となる者は小学校で6名、中学校で9名となっております。8、9、10年以上の全体に占める割合は、小学校では11.8%、中学校では13.4%となっております。昨年度と比較して、多少割合は増加しております。増加の理由としましては、やはり8年目の先生方のうち、継続的任用が学校運営に必要とされているケースが多かったと捉えております。

4番目、平成20年度末の異動状況につきましては、退職者は小・中合わせて40名。平成19年度末は36名でした。これは定年退職、勸奨退職、自己都合による退職者数であります。

新採用者は小・中合わせて43名であります。43名のうち、平成21年4月1日現在、採用者のうち24歳以下が22名、25歳から29歳までが14名、30歳から34歳までが4名、35歳から39歳までが1名、40歳代が2名となっております。なお、この40歳代の先生につきましては、臨任経験が豊富で、どうしても教員になりたいということで教員を志望してなっております。臨任も大和市の学校でやっております。このように新採用につきましては、年齢層は20代が中心ですが、かなり幅広いものとなっております。

また、新採用者のうち本市において臨時的任用や非常勤講師を経験していた人の数は、小学校では12名、中学校では2名となっています。

続きまして5番、今の新採用に関することですが、新採用教員の推移でございますが、21年度は今申しましたように43名、昨年度20年度は50名、19年度は42名、18年度は42名、なお、16年度以降30名を超える採用が続いてきております。来年度につきましては、退職者数、再任用希望者数から予想しますと、本年度採用数よりは増加する見込みではあります。

裏面になります。6番、再任用に関してですが、平成21年度は小学校で8名、中学校で3名が新規再任用を希望しまして、前年度からの再任用と合わせますと小学校が17名、中学校は4名、合計21名が任用されております。なお、これは通常の職員定数にしますと12名分というカウントとなっております。例えば中学校では4名再任用者がおりますが、そのうち2名は週20時間ずつ、ですから2人合わせて週40時間という任用となっております。定数にしますと、それで1人分ということになりますので、実際の再任用教員は4名おりますが、定数上は3名となっております。なお、勤務時間週20時間、40時間と申しましたが、正式には4月1日より40時間は38時間45分、20時間につきましては19時間15分と勤務時間が変更になっております。

最後に7番ですが、児童・生徒、教職員数等の推移ということですが、特に児童数で一番数が少なかったのは、小学校では平成10年になります。平成10年の児童数は1万1,163名で、その後平成18年度まで増加し続けて、以降減少しています。

中学校では平成15年度が一番少なく、生徒数が5,059名です。その後増加し続けており、今後も、平成24年度まで増加していくものと考えられております。

以上、人事方針と人事概要を含めて、説明させていただきました。

田村
委員長

細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

長谷川委員。

長谷川 感想として述べさせていただきますが、10月1日より新教育長での
委 員 体制が始まると思います。この議案は、結果はこれでお渡しいただくに
しても、本当は10月の定例会で審議し、各委員の質問や意見などにつ
いても新しい教育長に受けとめていただいて決定されるのが良かったの
ではないかと思しますので、ほかの委員さん方に、その気持ちはバトン
タッチをさせていただきたいと思します。

1点質問ですが、1校での勤続年数の標準については8年というところ、
学校栄養職員については5年を基準とありますが、勤続年数をお聞
かせいただければと思します。

田 村 大澤学校教育課長。
委 員 長

大 澤 現在5年を上回っている方は1名おります。このことにつきまして
学校教育 課 長 は、県費の学校栄養職員については市内で11名配置されていまして、
以前は一般教職員と同じように8年というところで行っていましたが、
11名と少ない職員を異動させるには8年という年次にしますと、どう
しても1人と1人の異動しかうまくできず、異動の活性化がなかなか難
しいということで、7年ほど前から勤続5年と修正してきました。これ
により、今現在、異動がある程度スムーズにいくようにはなっており
ます。

このように、一般教職員と学校栄養職員では多少の違いが生じており
ます。以上です。

長谷川 毎年この周辺の質問をさせていただきますが、一般の教職員の先生
委 員 方、8年を超えている先生、10年以上の先生もいらっしゃいますが、
今の説明で継続的にその学校にいる必要性があるということですが、具
体的な点、何か多い事例がありましたら、ご説明として挙げていただき
たいと思します。

大 澤 例えば、中学校では、8年目に2年生を担当していて、それが1年
学校教育 課 長 生、2年生と担任をしてきた場合、校長として、その担任を3年生まで
受け持ってもらいたく、異動させたくないという考えもあり、担任自身
もそういった希望が強い中で、9年目に突入してしまうなど、そういっ

たことが重なった形で幾つかありました。

当然、8年経ったので即異動ということではなく、教育委員会と学校長、担任等の意見等を踏まえながら、最終的に異動を決定しています。

田 村
委員長

私はいつも言いますが、この趣旨は大変結構です。このとおり、できるだけベターな人選を組んでいただきたいと思います。人事異動というのはどこの職場でも何故あるのか、その原点を考えていただいて、いろいろ難しい面、担当の難しさを十分承知の上で、できるだけベターな、誰が見ても納得するような異動をお願い申し上げます。

特に先ほどの同一校多年の勤務というのは、その理由に疑問を感じる事が多く、小学校で62名も学校運営に必要なだからという理由で手元に残すということは、本人のためにも良くないことだと思いますので、こういったことは考えていくべきだと思っています。

また、AからBへ行って、BからまたAに戻る人事異動について、管理職では仕方ありませんが、本人が前にどの学校に勤務したか調べていただき、できるだけ出戻り方式はやめていただきたいと思います。地域に偏りがあり、例えば北部の学校を回るなど、そういうことは公平性を欠きますので、同じ市内で距離的にもそれほど変わるものではございません。保育園に子どもを預けているといった事情もありますので、考慮も必要ですが、ぜひお願いしたい。

それから、再任用について随分現場で「何であんな人を再任用するのか」と不満が出ています。私が調べたところでは、本当は再任用して欲しくない人をほとんど再任用していると。

これは致し方ない事情もあるようですが、本当に必要な人が再任用になって欲しいと思いますので、厳しい言い方ですけれども、この辺りのことを、考えていただければありがたいと思いますので、以上お願いいたします。

新しい教育長と十分お話し合いいただいて、ベターな人事異動ができますようお願いいたします。

他にございますか。なければ質疑を終結いたします。

それでは、議案第66号について、採決いたします。

本件の原案に対してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということですので、議案第66号は可決いたしました。
委員長 ここで会議時間を延長いたします。冒頭で12時までと申し上げましたが、12時30分まで延長して会を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声)

田 村 それでは会議時間を12時30分までとします。
委員長 それでは続いて、日程第3、報告第2号「平成21年度大和市教育費補正予算について」を議題といたします。

細部説明を求めます。堀内教育総務課長。

堀 内 それでは、日程第3、報告第2号「平成21年度大和市教育費補正予算について」、ご説明いたします。

課 長 本報告につきましては、9月議会に上程いたしました補正予算について、教育委員会に付託する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づきまして、教育長が事務を臨時代理いたしましたので、同条の第3項に基づきまして、今定例会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、最初に歳出からご説明いたします。

今回の補正予算は国の緊急経済対策にかかわる8事業を前倒しして行うものです。事業の概要につきましては、まず小学校費が3事業ございます。小学校デジタルテレビ設備事業、補正予算額9,175万円。小学校の普通教室に50インチのデジタルテレビを整備するものです。

次に、学校図書館施設整備事業、3,564万3,000円。小学校8校の図書室を当初予算の2校に追加して整備を行うものです。

次に、小学校デジタル放送受信設備整備事業、9,975万円。

2011年の地上デジタル化に伴う小学校の受信設備に係るものです。

次に、中学校費、2事業ございます。中学校デジタルテレビ整備事業、1,150万円。こちらにつきましては、中学校の特別教室に50インチのデジタルテレビを整備するものです。

それから、中学校デジタル放送受信設備整備事業、2,205万円。これは、小学校と同様に2011年のデジタル化に伴う中学校の受信設備の整備です。

次に、社会教育費として、学習センターデジタル放送受信設備整備事業、654万6,000円。こちらも地上デジタル化に伴い、学習センターのデジタルテレビの購入、また受信施設整備に関する経費です。

次に、保健体育費、こちらは2事業ございます。学校給食設備整備事業、2,769万8,000円。こちらにつきましては、PEN食器に伴いまして、食器用コンテナ等、学校給食設備の整備が必要となりましたので、そちらに伴う経費です。

それから、学校給食食育推進事業、7,409万5,000円。これは、当初予算で購入しましたPEN食器を追加購入する経費です。

以下、具体的な事業の内容について、要点をご説明いたします。

小学校デジタルテレビ設備整備事業、9,175万円。

事業の概要ですが、市立小学校の授業で活用しているアナログテレビを、今後、電子黒板機能の付加が可能なデジタルテレビに交換していくもので、50インチのデジタルテレビを整備することで、ビデオ教材やテレビ番組等、教育効果の高い状況での授業活用が可能になります。また、2015年、国が電子黒板設置事業を予定しておりますので、今回の整備につきましては電子黒板機能付加が可能なデジタルテレビを購入いたします。

積算根拠ですが、小学校19校で367台、これは5月1日現在の普通教室数でございます。単価としまして、1台25万円。これは附属設備も合わせたもので、総額9,175万円です。

次に、学校図書館施設整備事業、3,564万3,000円。

現計のところは823万8,000円とありますが、これは当初予算で、大和小学校と林間小学校の学校図書館の整備事業費でございます。

事業の概要ですが、対象校が8校で、西鶴間小学校、桜丘小学校、渋谷小学校、上和田小学校、草柳小学校、中央林間小学校、福田小学校、柳橋小学校です。今回の実施に際しては、11校の応募があり、その中

から8校を決めさせていただきましたが、深見小学校、大和東小学校、下福田小学校につきましては、それぞれ事情がありまして、深見小学校につきましては22年度にアスベスト撤去工事を行う予定があり、それに併せて図書館整備をしたいと、それから大和東、福田小学校につきましては、壁の塗りかえ等、長期間工事に要するというので、今回は間に合わず、来年度以降にしたいということです。

今後の計画については、これまで10校行っていますので、22年から24年度まで3校ずつで、残り9校について実施していきたいというような計画です。

今年度の工事予定ですが、10月の後半に入札を行い、11月から1月に工事をします。その後、2月になりましたら備品、ソファなど、そういうものを発注する予定です。

次に、小学校デジタル放送受信設備整備事業、9,975万円。

地上デジタル放送に対応するための受信設備整備、配線等の工事を小学校19校全てで行います。

工期ですが、10月末頃から3月までの予定です。

それから、いろいろと話題になっておりますが、国庫補助関連ということで、内定通知が本来9月末までに来る予定でしたが、今のところまだ来ておりません。今後どうなるか様子を見ながら、こちらの予算も対応していきたいと考えております。

次に、中学校デジタルテレビ整備事業、1,150万円。

先ほどの小学校は普通教室でしたが、こちらは特別教室に46台整備するもので、9校46台、単価は25万円です。今現在小・中学校で所有するアナログテレビは591台です。そのうち、平成13年度以前に購入したテレビ413台を今年度買い替えたいということで、先ほど普通教室が367台ありますので、413から367を引くと46台ということで、こちらを中学校に回したいということです。

次に、中学校デジタル放送受信設備整備事業、2,205万円。

こちらも小学校と同じように受信設備を整備するものです。

次に、学校給食設備整備事業、2,769万8,000円。

食器の追加購入としまして、2,139万9,000円、必要な修繕が65万、移設代15万、あと設置工事として549万9,000円、合計して2,769万8,000円を計上したものです。

今後の予定は、12月議会にこのコンテナ等の契約案件を上程します。その後、1月から工事をし、また備品を整え、年度内に完成するというスケジュールです。

次に、学校給食食育推進事業。

事業の概要ですが、PEN樹脂製食器導入として当初計画では3年間で整備する予定でしたが、22、23年度分についても今回の補正予算で、経済対策として前倒しして行いたいというものです。

それから、食器の整備に併せ、はしを導入し、全ての小・中学校で整備をしたいというものです。

次に、学習センターデジタル放送受信設備整備事業、688万7,000円。

渋谷学習センターを除く4館の地デジアンテナ工事を行います。

また、デジタルテレビの整備として、32インチを5館に1台ずつ、計5台を更新するものでございます。

以上が歳出の概要でございます。

続きまして、歳入について。

まず、小学校のデジタルテレビ整備事業に対し、教育費国庫補助金、小学校費補助金で学校情報通信技術環境整備事業補助金、4,587万5,000円が入ってまいります。

次に、中学校デジタルテレビ整備事業に対し、同じく学校情報通信技術整備事業補助金として575万円入っています。こちらがテレビの整備に関するものでございます。

続きまして、デジタル放送受信設備整備事業に対し、まず小学校について4,887万円を計上しています。続いて、小学校安全・安心な学校づくり交付金、4,987万5,000円。続いて、市債、小学校債として490万円ほどございます。小学校デジタル放送受信設備については、この3つを合計したものが歳入となります。

次に、中学校のデジタル放送受信設備整備事業ですが、地域活性化・公共投資臨時交付金として992万2,000円、続いて安全・安心な学校づくり交付金で1,102万5,000円、続いて、市債、中学校債として110万円。この3つが中学校デジタル放送受信設備整備事業にかかるものです。

続きまして、学習センターのデジタル放送受信設備整備事業、まず社会教育費補助金、学習センターデジタルテレビ整備事業補助金として、37万5,000円。続いて、地域活性化・公共投資臨時交付金として260万8,000円。続いて、学習センターデジタル放送受信設備整備事業補助金として289万8,000円、この3つを歳入としています。

これら以外に、国庫補助金の中で地域活性化経済危機対策臨時交付金としまして、大和市で3億2,100万ほどいただいている補助金があります。これは各市の実情に応じて活用できる自由度の高い補助金ですが、それを財源としてデジタルテレビ整備事業に小学校が3,899万4,000円、中学校が488万8,000円見込んでおります。また、学習センターのデジタル放送受信設備整備事業として30万円。それから学校図書館施設整備事業補助金としまして2,851万4,000円。それから学校給食の関係として、設備整備事業補助金2,215万8,000円、学校給食食育推進事業補助金として5,557万1,000円。合計すると、1億5,042万5,000円であり、大和市の配分額3億2,100万のほぼ半分が今回教育費として計上しているものです。以上です。

田 村
委員長

細部説明が終わりました。質疑に入る前に確認します。

補助金が入るものだと思って前倒しで事業を実施していくことになりましたが、この9月補正により、この地域活性化経済対策関連の3億2,000万円は、間違いなく入るものでしょうか。

堀 内
教育総務
課 長

民主党政権になり、現在国の補正予算が止まっている段階で、市としては議会で可決していただきましたが、今後歳入がどうなるかにより、事業の実施について、見直しが必要になるかも知れません。

田 村 歳入が減額、又はこなくなった場合はどうなるのでしょうか。
委員長

堀 内 歳入に見合った中で事業を行うのか、又は事業を見直して翌年度以降
教育総務 に再構築するのか、その辺は検討していくようになるかと思います。

課 長 ただ、国が県を通して行った調査では、具体的にどこまで進んでいる
かといった内容もありましたので、その結果により、間もなく内定通知
が出るといった動きがあるのではないかと考えています。

田 村 内定通知などが来る前に、このように補正予算を決めてよいのでしょ
委員長 うか。

堀 内 手順として、9月議会にかけないと、例えば工事の関係ですとか、期
教育総務 間的に間に合いませんので、各市9月議会にかけていると思います。

課 長

田 村 放送がデジタル化に替わるのが2011年です。デジタルテレビ等は
委員長 学校で必要になります。

なお、市には3億2,000万円入るということでしたが、そのうち、1億数千万円をこのデジタルテレビや教育関係に使うということは最重要課題と判断されたということで良いのでしょうか。

堀 内 はい。教育費以外では病院の検査機器などがあります。

教育総務 この補助金については、総合政策課で市の施策から判断して、全体の
課 長 取りまとめを行っており、教育費の優先順位が高かったために採択された
たものです。

田 村 ほかに何か質疑等ございますか。

委員長 長谷川委員。

長谷川 質問の前に文言の指摘ですが、補正資料の中学校のデジタルテレビ整
委 員 備事業の、補正の理由の一行目は、「児童の学習」でなく、「生徒の学
習」になります。訂正してください。

続いて質問ですが、小学校、中学校のテレビについては今まであったテレビをデジタル化によって替えるということだと思いますが、学習センターについては、そのような理由の文章ではありませんし、利用者として考えた時、テレビのある場面というのが記憶にありませんが、新規

にテレビを1台ずつ各館に配置するのでしょうか。その場合、どのような活用を今後予定しているのでしょうか。

石田 生涯学習センター館長 こちらにつきましては、5台更新でございます。テレビはサークルでご利用をいただく場合もあり、移動の関係がありまして32インチ型にさせていただきました。

また、学習センターは災害等が発生した場合に、広域の避難所として拠点にもなりますので、その際、情報を伝えるといった使い方になると思っております。

長谷川 委員 移動と言われましたが、可動式で、特に設置場所が決まっているというものではなく、必要に応じて設置するという感じでしょうか。

石田 生涯学習センター館長 事務所、またはロビーがあるところにはロビーに置く方向で考えておりますが、日頃から何か情報を流すということは考えておりませんので、緊急時の対応用となります。サークル等で利用したいという場合は、パソコンでつなげる機能がございますので、そのような使い方が多くなると思っております。

田村 委員長 ほかに質問ありますか。ないようですので、質疑を終結します。

それでは、採決をします。

報告第2号、補正予算について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村 委員長 異議なしということで、報告第2号は承認いたしました。

それでは続いてその他に入ります。各課での報告事項があるようですので、順番にお願いします。

まず、「山王原自治会の特例学区について」、大澤学校教育課長。

大澤 学校教育課長 山王原自治会の特例学区について説明させていただきます。

お手元の地図のピンク色でマークしてある地域は、旧小倉食品跡地でこれは古い地図として載せてありますけれども、現在ここにおよそ30戸住宅が建設されております。

当地域は山王原自治会に属しており、学区は緑の線で仕切られておりますが、林間小、鶴間中学区であります。なお、ピンク色にマークしました地域の南側には、小倉食品物流センター、その右上に豆腐工場と記

されておりますが、既にこの地域には住宅が建てられております。そこでその地域に住む子どもたちは、現在、大和小、大和中学区に通学しております。こうした状況の中、平成21年8月1日に、山王原自治会長より、ピンク色でマークした地域を特例学区として、大和小、大和中への入学等が可能な地域とするよう要望がありました。

事務局としましては、当地域の通学上の安全性、隣接地域の子どもたちが現在、大和小、大和中に通学しているという地域性、学校の受け入れが可能であるかなどを検討した上で、特例学区として認定することとしました。

なお、特例学区の実施は平成22年4月1日からといたします。

田 村 委員長 この赤い印と、隣接する右の上のあたりは、自治会が異なるということでしょうか。

大 澤 学校教育課長 同じ山王原自治会です。

田 村 委員長 自治会は同じだけれども、学区が違うということだそうです。

大 澤 学校教育課長 これは既に承認したということでしょうか。

田 村 委員長 はい、その報告となります。

大 澤 学校教育課長 特例学区というのは、市内で20カ所ぐらいありましたでしょうか。

田 村 委員長 正確な数字を今お答えできませんが、結構多くあります。

大 澤 学校教育課長 いろいろと事情があって、こういう地区が結構あるようです。

田 村 委員長 続いて、「小・中学校における新型インフルエンザの状況について」
浜田保健給食課長。

浜 田 保健給食課長 新型インフルエンザによる学級閉鎖等報告について、昨日の夕方現在ということで報告をさせていただきます。

まず小学校ですが、学級閉鎖につきましては、昨日まで12校でございました。なお、一番上の北大和小学校は、7月の夏休み前で、2番目の渋谷小学校から12番目につきましては、夏休み明けの学級閉鎖で

す。それぞれ学年、在籍人数、そしてインフルエンザの罹患状況、そして期間、学級閉鎖の期間を資料に示しております。

網かけについては、既に閉鎖期間を終了したもので、10番、11番、12番が昨日時点で学級閉鎖等をしているということになります。

学年閉鎖については、番号で1、2、3とございました。2番目の渋谷小学校、3番目の文ヶ岡小学校につきましては、今日まで学年閉鎖となっていました。

続きまして、中学校ですが、学級閉鎖につきましては4校あり、こちらは全て既に終了しています。

学年閉鎖につきましては1校、渋谷中学校でございました。

なお、学校閉鎖ということで、光丘中学校で9月24日から28日でございました。

まとめますと、学級閉鎖は小学校が12校、中学校4校、合計16校。学年閉鎖は、小学校3校、中学校1校、合計4校。学校閉鎖は、光丘中学校の1校という状況です。以上です。

田 村
委員長

学校の先生方の罹患状況はどうだったのでしょうか。

大澤学校教育課長。

大 澤
学校教育
課 長
長谷川
委 員

本日現在では、光丘中学校の職員が1名との報告だけあります。

委 員

インフルエンザの対策について、今ご説明でいただいております文面は、ホームページに同じものが出ていますでしょうか。

浜 田
保健給食
課 長

連休前の9月18日に大和市のホームページを更新し、その中で、新型インフルエンザに関する状況提供をしています。そちらで、小・中学校の学級閉鎖等の報告書として、学校名・対象学級等・閉鎖期間を公開しています。

長谷川
委 員

先日、インフルエンザではありませんが、内科に出向くことがあり、個人の開業医の先生は、自分の地域がどのような状況にあるかわかからないようでありました。私も、全部は把握していないので、ホームページを見たら、まだ更新されていませんでした。

地域の情報を必要とする、そういったニーズもホームページにはある

と思いますので、インフルエンザが拡大しないことを望みますけれども、今後はリアルタイムで、拡大、縮小全て随時載せていただくと、また思いがけないところで、情報を必要としている場合があると思いましたが、1点述べさせていただきます。

また、我が家は渦中の光丘中、草柳小学区で、これは偶々かも知れませんが、草柳小学校は、子どもが毎朝検温をして、保護者が記入して、健康調査を持たせています。光丘中学校は全くそういうことは一切ありませんでした。それとこの結果を結びつけるのは何ですが、学校によって対応の差があるものと感じておりました。

今後、インフルエンザがもっと拡大するような場合は、何か統一的な方策について、委員会事務局の方から何か出さなくても大丈夫なんでしょうか。それとも、2種類の状況を見ましたが、他の各学校ではそういう対応をやっているという現状がありましたら、教えていただければと思います。

田村委員長 市内の全小・中学校で、毎日同じように手洗い、うがいを検温も含めて、全校一斉にやっているのでしょうか。

西山指導室長。

西山指導室長 はい、保健給食課からの学校への通知では、その対応が2種類ございまして、検温した結果をチェック表に記入して提出させるタイプと結果を学校で聞き取るタイプとございます。

中学校は聞き取るタイプでやっておりますので、いずれにしましても健康観察の徹底と、それから手洗い、うがいの励行ということではお願いしているところであります。

田村委員長 取り組みに対して差がでることは望ましくないことですので、どの学校でも徹底していただき、これから第2次流行の心配もされますので、さらにまた学校に呼びかけて欲しいと思っています。

長谷川委員。

長谷川委員 もう1点質問があります。学習運営についてということで、7月の定例会の時に、学級閉鎖や学校閉鎖等の際の家庭学習についてのフォローはどのようにしていただけるかという質問をさせていただきました。

まずは、体調を管理することが大前提ですけれども、このように拡大傾向にあり、今後も不透明な中で、今回のこのような状況において学校がどのように家庭学習など支援しているか、学習フォローについての実情が届いておりましたら、お聞かせください。

西山 指導室長 この新型インフルエンザの対応としまして、今年の5月以降、かなり感染等のお話がありましたので、感染予防の徹底という通知文書とともに、早急に学級閉鎖中、学校閉鎖中の自宅学習の準備について、各学校にお願いしていたところでございます。

具体的には、例えば、これは研究所の所管でございますが、例えば大和市のホームページの中で学習コンテンツにアクセスしていただければ勉強できるというようなところもございますので、そのあたりも周知したところでございます。

この9月に入りまして、相次いで学級閉鎖が続きましたので、これまでの状況を調べたところ、数人の感染者による学級閉鎖の場合では、小学校、中学校でも、ほぼ、どの学校でも、これまでの学習内容の復習を中心に学年に応じた家庭学習に関する指示を出しておりました。

内容としては、小学校では主に国語、算数を中心としたドリルなど復習プリント。それから中学校では5教科の復習を指示することが多く、普段より自宅待機の場合の家庭学習の進め方を全体で決めている学校もありました。

ただし、1度に99名もの感染者が出ました光丘中学校につきましては、家庭学習についての指示も大事ではありますが、療養上の注意、感染予防、まずはこちらの方を優先せざるを得ないという異例の状況があったと聞いております。

今後、校長会等におきまして、そのあたりの学習の準備ということを徹底させておきたいと思っております。

田村 委員長 秋から冬の第2次流行が来るときのことも考え、その辺りの手当てをしておいたほうがいいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ここで、再度会議時間を延長したいと思います。会議時間を12時45分まで延長いたします。

それでは報告に戻ります。「計画訪問の実施報告について」。

西山指導室長。

西山 それでは、今年度の計画訪問について、ご報告いたします。

指導室長 指導室の学校訪問について、まず概要をご説明いたします。

学校訪問とは、指導室が学校を訪問し、教育課程や学習指導等、教育に関する専門的な事項について、指導、助言を行うものであり、申し上げるまでもなく、指導室の主要事業の一つでございます。

形態としては3つありまして、まず今回ご報告する計画訪問ですが、これは指導室が予め学校へお願いした計画に基づき、大体5月の連休明けから夏季休業前まで、市内小・中学校、全28校を訪問するものです。内容は、授業研究を中心とした個別指導、そして午後には、その年度のテーマを決めて、学校側代表と協議を行う全体会があります。参加は、授業研究については指導主事がすべてのコマを担当いたします。全体会については、原則全員の指導主事が出席し、私も同席しています。

2つ目は各学校の要請に基づき訪問する要請訪問というのがあります。これは、時期的には秋以降の後期が中心で、研究委託校は年間3回まで、それ以外は原則1回要請をすることができます。主に校内研究に関する授業実践についての指導助言、これは原則2名の指導主事で授業を見て午後の協議会に参加をしております。また、新指導要領の説明会など、教育課程に関する指導助言、こういったものも要請訪問の中で行っております。

3つ目が相談訪問であり、児童・生徒、さまざまな諸問題について、各学校の必要に応じて、随時訪問し、指導助言を行うものです。

今年度の計画訪問は、5月11日の草柳小学校を皮切りに、7月15日の引地台中学校まで実施いたしました。それぞれの研究授業の内容と、全体会のテーマをお示ししてあります。

計画訪問は原則として、初任者を含む5年経験者までの教員が授業を行います。2ページの集計をご覧ください。初任者が28名、5年までの経験者が33名となっており、これは全体の85%となっており、若い教員に対する指導助言の場として活用されていることがわかります。

教科や領域別に見ますと、国語が23回とトップで、続いて算数・数学、そして社会となっております。最近の傾向としては、学力向上に焦点が当てられていることも影響してか、国語、算数・数学といった主要教科が中心となっております。

また、全体会ですけれども、今年度は指導室から新学習指導要領移行期に対する対応を共通テーマとして示し、協議の時間を持ちました。内容的には今年度から小学校で1時間コマ数がふえたり、中学校で数学、理科で指導時間が増えたりしたことから、その1としまして、授業時数増への意図、また、ただ時数を増やすだけではなく、授業そのものの内容が大切になってきますので、その2として、学びの質の向上をテーマにさせていただいております。

各学校の全体会につきましては、3ページから小学校、また5ページから中学校、これにおいて、全体会の協議の内容をまとめてあります。

続いて、授業時数増についてお話をさせていただきますと、小学校では、時数増の対応については、時間割に新たに1時間を位置づけた学校が8校。児童の負担軽減と基礎基本の指導を目的に、いわゆる帯タイムを位置づけた学校が11校ありました。

この帯タイムとは、1コマ45分を15分の短時間指導、これを3日間に分散して行うということで実質15分掛ける3回ということで、1単位時間45分間の指導ということです。

時数増についての課題としては、平成23年度から1年生、2年生でさらに授業時数が1時間増えるということがございますが、これにどう対応していくか。また、午後の授業時数が増え、さらに教員の勤務時間が5時までと短縮されたことから、会議や研修の時間を放課後の時間にどう確保するか、これが喫緊の課題として挙げられております。

中学校では、数学、理科の授業時数増については、選択教科を、これまでの個人選択から学校選択に変更することで対応しております。また現在、中学校では週28時間、授業を行っておりますが、その28コマ目の時数の持ち方として、時間割に1時間を増やした学校が3校、帯タイムを導入している学校が5校、不定期に実数増を行っている学校が1

校あります。形としては平成24年度からの本格実施で、さらに各学年とも1時間の時間数の増が予定されていることにどのように対応していくのかということが挙げられております。

計画訪問で各学校を回りまして感じたことは、2学期制など、様々な工夫をしつつも、時間数増への対応や、放課後の会議、研修の時間の確保に大変苦慮されていること。また、ゆとりのなさから来る教員間、さらに児童・生徒とのコミュニケーション不足に悩んでいる教員の姿です。

今後は、指導室としましてもこのような課題に対して、何らかの方向性を考える時期に入っています。以上です。

田 村 教科授業数について、国語、算数、数学に偏るのは当然だとは思いますが、特に道徳が3というのは、学校教育基本計画でも道徳重視としているにもかかわらず、授業が少ないのではないのでしょうか。特に初任者にとっては、全員1回は道徳の授業を行っていただきたい。子どもと生徒の結びつき、一番きずなが強まる時間ですので、そういう価値観を共有するという事で、道徳の授業をより学校訪問等で実施していただきたいと、要望します。

それから、まとめの話にありましたが、学校としては時間そのものが足りないということが、大きな現実の問題になっているようです。

以前から室長に申し上げているように、そろそろ夏休みの短縮も考えていく時期ではないのでしょうか。本市の夏休みは7月21日からですが、特に2学期制をとっているところでは、25日からの学校もあります。併せて終わりを8月28日に、こういったことも検討していただきたい。それから、学校の創立記念日も、休みを止める時期に来ているのではないかと。休みの日が俄然増えていますので、その辺も考慮する時期に来ていると思いますので、検討をお願いしたいと思います。

他に委員からございますか。よろしいですか。

それでは、次の「つる舞の里歴史資料館「企画展」について」
北島文化振興課長。

北 島 つる舞の里の歴史資料館「企画展」のご案内です。

文化振興 毎年秋から年末にかけて実施をしております企画展ですが、今年は市
課 長 制施行50年という節目の年ですので、それを記念しまして、大和の誕生ということで、明治から、それから昭和の30年代ぐらいまで、丁度市政施行の時ですが、その間のいろいろなものを展示し、ご覧いただくというような形で考えております。

展示内容としては書物などが中心になります。展示期間中の11月7日には関連行事ということで、講座も開きますので、皆様、時間がありましたら、ぜひ足をお運びいただければと思います。以上、ご案内でございます。

田 村 よろしく申し上げます。

委員長 続いて、「(仮称)大和市文化芸術振興条例の検討原案について」、同じく北島文化振興課長。

北 島 「(仮称)大和市文化芸術振興条例案について」ということで、これ
文化振興 はまだ検討の途中でございますが、まとまってきておりますので、中間
課 長 のご報告でございます。

半年以上過ぎているため、なかなか記憶に残っていないかも知れませんが、2月に一度、骨子案をご報告さしあげたものです。その後、パブリックコメント、それから第三者機関として、公募市民、3人の社会教育委員などを含めました条例の検討会議で検討を進めてきました。

検討会議は計4回予定しており、そのうち3回を終了しており、前回までで条例案がまとまっております。

骨子案から変わった点を中心にご説明をします。

まず、基本理念の第2条第1項。ここに、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」という、いわゆるよく文化権と言われているものですが、この記述を追加しました。

これは検討会議で、文化振興基本法にもうたっておるものですが、**人々は文化を享受する権利**というものがあると。それを基本として、市はそういう環境を整え、子どものための施策を展開し、市民の文化芸術の活動を保障し、とそれらの元になる考え方であり、これは入れるべき

だろうということで、追加しております。

次に、骨子案では「文化芸術に触れることができる」、そういう「環境を作る」ということをうたっておりましたが、「触れることができる」という表現は少し硬いということでした。また、子どもに文化芸術に触れてもらうためには親御さんも一緒にならないと、なかなかそういう環境はできないだろうということで、議論の中で表現を探した結果、「文化芸術に親しむ」ということで、親御さんや周りの大人たちも一緒になって親しむ、という表現に変えております。この条文の中では幾つか「親しむ」という表現が出てまいります。

次に、市民の役割について。骨子案では「文化芸術の創造と発信を市民の役割だ」とおりましたが、議論の中で「継承」という言葉を入れていくべきだろうという話が出まして、継承、創造、それから発信という、この3つをセットにして、市民の役割としております。この表現も幾つかの条文の中でセットになって出てまいります。

もう一つ追加した点は、9条で、これは骨子案にはなかったのですが、以前、定例会でもご説明をしましたが、条例制定に併せ顕彰制度を考えております。条例制定が順調にいくと12月の議会に諮って施行となりますので、実際には来年度の秋の表彰制度からになるかと思いますが、その拠り所になる条文を追加しようということで、ここでも継承、創造及び発信に努めて、それからそういう文化芸術に親しむ環境づくりに寄与した人を顕彰していこう、というような条文を追加しております。

今後の予定としましては、来月に庁議、経営会議がございますが、併せて教育委員会に付議していただきたいと考えておりますので、次回までに少し目を通していただければと考えております。以上です。

田 村 経過報告でございますので、これは目を通してください。

委員長 それでは続いて「大和市生涯学習センターまつりの開催について」、石田生涯学習センター館長。

石 田 10月10日と11日の土日にかけて、大和市生涯学習センター生涯学習において、第22回の生涯学習センターまつりを行います。テーマは、

センター 「楽しいふれあいセンターまつり」ということで、37団体・サークル
館 長 の活動の成果発表と、地域の交流の場ということでおまつりを開催しま
す。展示や実演の発表は27サークル、ホール実演の発表が10サーク
ルです。皆様のご来場をお待ちしておりますので、お時間ある場合は、
ご鑑賞を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

田 村 ほかに事務局からありますか。

委員長 委員から何かあります。

特にないようでしたら、10月の会議の日程をお知らせします。

10月の定例会は10月15日木曜日、午前10時からを予定いたし
ております。

閉 会

田 村 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

委員長 教育委員会9月定例会を閉会といたします。

閉会 午後 0時38分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成21年 月 日

署名委員

署名委員

書記